

平成 25 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 イ ン デ ッ ク ス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 落 合 善 美 (J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 3 5)
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	常 務 取 締 役 村 上 幸 正
電 話	0 3 - 5 7 7 9 - 5 0 8 0

民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 27 日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日付けで東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、受理されました。また、東京地方裁判所より、同日付にて監督命令及び弁済禁止等を内容とする保全命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態となり、株主様、お客様、お取引先様、その他関係各位の皆様に対しまして多大なるご迷惑とご心配をおかけするところとなり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

記

1. 申立てに至った経緯及び理由

当社は、平成 7 年に設立して以降、デジタルゲーム事業及びコンテンツ&ソリューション事業を中心に事業展開し、安定的に収益を獲得してきました。

他方で、国内外の企業を対象とした事業買収を行ってまいりましたが、特に海外買収案件では予想どおりの収益が上がらず、多額の投資損失が発生しました。また、平成 22 年 9 月、当社が参加していた中小企業振興ネットワークを構築した株式会社日本振興銀行が破綻したことに伴い、当該破綻の影響を受けた当該ネットワークの参加企業の経営状態は悪化し、当社自身についても当該ネットワークの参加企業に対して行った投融資の多くが回収不可能となり、当社の財務状態は悪化しました。さらに、平成 25 年 8 月期第 2 四半期には、上記投融資により生じた多額の不良債権に対する引当処理や繰延税金資産の取崩し等により、連結・単体ともに債務超過に陥りました。

そのような状況下、金融機関様やお取引先様等からのご不安を招き、資金繰りが逼迫する状態となりました。そのため、今般、自主再建は極めて困難であるとの判断に至り、民事再生手続きによる再建に踏み切る選択をした次第です。

2. 負債総額（平成 25 年 5 月 31 日現在）

約 245 億円

3. 今後の見通し

今後は、裁判所及び監督委員の監督のもと、事業を継続し、再建を図る所存です。デジタルゲーム事業をはじめとする弊社の事業自体は順調に推移し、また、スマートフォンに代表される多

種多様な機能を持つ携帯電話端末の普及により、ソーシャルゲームをはじめとして提供可能なサービス領域の拡大を加速させており、今後も成長が見込まれます。そこで、当社は、当社事業の事業価値を毀損させることなく再建を実現させるため、迅速にスポンサーを募集・選定の上、事業譲渡を実施することを検討しております。

当社は、民事再生手続の中で、一丸となって再建に向けて尽力してまいりますので、金融機関様、お取引先様をはじめとする関係各位皆様におかれましては、何卒ご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社取締役会長である落合正美と代表取締役社長である落合善美は、本件に至った事態を極めて重大に捉えており、民事再生手続について一定の目途が立った段階で辞任する意思であります。また、落合正美と落合善美は、事業譲渡が実施された場合でも、事業の譲受先の経営に関与する意思は有しておりません。

また、当社が平成25年5月15日付「調査委員会の設置に関するお知らせ」にて発表しましたとおり、修正を要する会計処理に関する事実関係等の詳細を把握するため、法律・会計分野の専門家を交えた調査委員会を設置しておりますが、当該調査については、継続いたします。かつ、当社が平成25年6月12日付「金融商品取引法違反容疑による証券取引等監視委員会の調査について」にて発表しましたとおり、金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の容疑で、証券取引等監視委員会の調査を受けておりますが、当社といたしましては、引き続き当該調査に対して全面的に協力して参る所存でございます。これらの調査につきましては、進展があり次第、速やかにご報告申し上げます。

4. 証券取引所規則に規定する再生計画等の審査に係る申請の有無

JASDAQにおける有価証券上場規程第50条第1項に規定する再生計画等の審査に係る申請については、行わない予定です。従いまして、当社株式は、大阪証券取引所が定める規程により所定の期間を経た後に上場廃止となる見込みでございます。

5. 本件に関するお問合せ先

本件に関するお問合せ先は、当社の他、以下の民事再生手続開始申立ての代理人弁護士を窓口とさせていただきます。

(1) 株主様、マスコミ関係者、又は下記(2)以外の方からのお問合せ

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル9階
二重橋法律事務所
担当弁護士 大塚和成、川村一博、水川聡、小林隆彦
TEL 03-5218-2084 / FAX03-5218-2085

(2) お取引先様、又は債権者様からのお問合せ

東京都千代田区麹町二丁目3番地 麹町プレイス9階
弁護士法人ほくと総合法律事務所
担当弁護士 中原健夫、石毛和夫、倉橋博文、高橋康平、横瀬大輝
TEL 03-3221-9873 / FAX 03-3221-9874

東京都千代田区麹町二丁目3番地 麹町プレイス8階
大知法律事務所
担当弁護士 金井暁、高野哲也
TEL 03-6261-2501 / FAX 03-6261-2502

6. 申立ての概要

- (1) 申立日 平成25年6月27日
- (2) 管轄裁判所 東京地方裁判所
- (3) 申立代理人 二重橋法律事務所 弁護士 大塚和成、同 川村一博 他2名
 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 弁護士 山田庸男 他1名
 弁護士法人はくと総合法律事務所 弁護士 中原健夫 他4名
 大知法律事務所 弁護士 金井暁 他1名
- (4) 監督委員 長島良成法律事務所 弁護士 長島良成
- (5) 事件番号 平成25年(再)第32号 民事再生手続開始申立事件

7. 当社の概況

- (1) 商号 株式会社インデックス
- (2) 本店所在地 東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
- (3) 代表者 落合善美
- (4) 主な事業内容 デジタルゲーム事業、コンテンツ&ソリューション事業
- (5) 資本金の額 39,379,463,930円
- (6) 設立年月日 平成7年9月1日
- (7) 株主の状況(平成25年2月28日現在)

株主数 65,488名

大株主の状況 以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社落合アソシエイツ	498,437	12.68
落合正美	349,780	8.90
株式会社タカラトミー	155,460	3.95
株式会社シークエッジファイナンス	153,847	3.91
株式会社整理回収機構	143,500	3.65
株式会社テーオーシー	128,711	3.27
落合善美	88,331	2.24
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	76,692	1.95
SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社	68,584	1.74
株式会社東京放送ホールディングス	31,718	0.80

- (8) 株式の状況 発行可能株式総数 6,104,000株
 発行済株式総数 3,930,004株

- (9) 従業員の状況(平成24年8月31日現在)

従業員数 378名

なお、臨時雇用者数の年間平均人員は97名です。

- (10) 労働組合 該当事項なし

- (11) 最近3年間の経営成績及び財政状態

(連結)

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月
売上高(百万円)	34,735	22,934	18,315
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	1,308	△320	917

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△7,376	△4,498	447
包括利益(百万円)	—	△5,205	△247
純資産額(百万円)	6,044	719	398
総資産額(百万円)	40,274	26,150	23,133
1株当たり純資産額(円)	1,362.05	111.59	48.14
1株当たり当期純利益 又は当期純損失金額(△)(円)	△2,049.36	△1,146.93	113.96

(単体)

回次	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月
売上高(百万円)	823	11,764	10,833
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,493	552	1,078
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△13,663	△983	252
資本金(百万円)	39,379	39,379	39,379
純資産額(百万円)	2,618	1,302	782
総資産額(百万円)	28,586	24,864	22,856
1株当たり純資産額(円)	683.56	319.54	184.52
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	△3,795.89	△250.74	64.26

(ご参考) 申立ての概要及び当社の現況

1. 申立ての概要

(1) 申 立 日	平成 25 年 6 月 27 日
(2) 管 轄 裁 判 所	東京地方裁判所
(3) 事 件 番 号	平成 25 年 (再) 第 32 号 民事再生手続開始申立事件
(4) 申 立 代 理 人	<p>〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 新国際ビル 9 階 二重橋法律事務所 TEL 03-5218-2084 / FAX 03-5218-2085</p> <p>弁護士 大塚 和成 同 川村 一博 同 水川 聡 同 小林 隆彦</p> <p>〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満 4 丁目 3 番 25 号 梅田プラザビル 4 階 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 TEL 06-6364-2764 / FAX 06-6311-1074</p> <p>弁護士 山田 庸男</p> <p>〒105-0003 東京都港区西新橋 3 丁目 6 番 10 号 マストライフ西新橋ビル 3 階 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所東京事務所 TEL 03-5408-6737 / FAX 03-5408-6738</p> <p>弁護士 林 友宏</p> <p>〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目 3 番地 麹町プレイス 9 階 弁護士法人ほくと総合法律事務所 TEL 03-3221-9873 / FAX 03-3221-9874</p> <p>弁護士 中原 健夫 同 石毛 和夫 同 倉橋 博文 同 高橋 康平 同 横瀬 大輝</p> <p>〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目 3 番地 麹町プレイス 8 階 大知法律事務所 TEL 03-6261-2501 / FAX 03-6261-2502</p> <p>弁護士 金井 暁 同 高野 哲也</p>

2. 当社の現況

(1) 商 号	株式会社インデックス
(2) 本 店 所 在 地	東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号
(3) 役 員 の 概 況	代表取締役社長 落合 善美

	取締役	落合 正美		
	常務取締役	村上 幸正		
	取締役	平岡 直人		
	取締役	齋藤 磨悟		
	社外取締役	石田 守		
	社外取締役	寺井 一弘		
	監査役	矢部 勲弘		
	監査役	加藤 彰恒		
	社外監査役	渡邊 清朗		
(4)	事業内容	デジタルゲーム事業、コンテンツ&ソリューション事業		
(5)	資本金の額	39,379,463,930円(平成25年2月28日現在)		
(6)	設立年月日	平成7年9月1日		
(7)	大株主 および持株比率 (平成25年2月28日現在)	氏名又は名称	所有株式数(株)	保有割合(%)
		株式会社落合アソシエイツ	498,437	12.68
		落合 正美	349,780	8.90
		株式会社タカラトミー	155,460	3.95
		株式会社シークエッジファイナンス	153,847	3.91
		株式会社整理回収機構	143,500	3.65
		株式会社テーオーシー	128,711	3.27
		落合 善美	88,331	2.24
		株式会社フジ・メディア・ホールディングス	76,692	1.95
		SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社	68,584	1.74
株式会社東京放送ホールディングス	31,718	0.80		
(8)	株主総数	65,488名(平成25年2月28日現在)		
(9)	株式の状況	発行可能株式総数: 6,104,000株 発行済株式総数: 3,930,004株 (平成25年2月28日現在)		
(10)	従業員数	従業員数 378名。(平成24年8月31日現在) なお、臨時雇用者数の年間平均人員は97名です。		
(11)	労働組合	該当事項なし		
(12)	負債総額	約245億円		
(11)	最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態			
	決算期	平成22年8月期	平成23年8月期	平成24年8月期
	純資産(百万円)	6,044	719	398
	総資産(百万円)	40,274	26,150	23,133
	1株当たり連結純資産(円)	1,362.05	111.59	48.14
	売上高(百万円)	34,735	22,934	18,315

営業利益（百万円）	2,771	978	1,375
経常利益又は経常損失（百万円）	1,308	△320	917
当期純利益又は当期純損失 （百万円）	△7,376	△4,498	447
1株当たり当期純利益または当期 純損失金額（円）	△2,049.36	△1,146.93	113.96
1株当たり配当金（円）	—	—	—

以 上

平成25年(再)第32号

決 定

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
再生債務者 株式会社インデックス
代表者代表取締役 落合 善美

主 文

再生債務者は、下記の行為をしてはならない。

記

平成25年6月26日までの原因に基づいて生じた債務(次のものを除く。)の
弁済及び担保の提供

租税その他国税徴収法の例により徴収される債務

再生債務者とその従業員との雇用関係により生じた債務

再生債務者の事業所の賃料, 水道光熱費

再生債務者の事業遂行に要する通信に係る債務

再生債務者の事業所の備品のリース料

再生債務者の事業に供されるサーバー使用に係る債務

平成25年6月27日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 金 澤 秀 樹

裁判官 樋 口 正 樹

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 福 島 梅 乃

